

提出日：西暦 2014 年 2 月 24 日

## 社内研修報告書

弁護士法人 名古屋総合法律事務所  
受講者：矢野 啓子

研修テーマ	法律事務所職員研修
主催者	愛知県弁護士会
受講場所	愛知弁護士会館5Fホール
受講期間	2014 年 2 月 24 日 13:30～15:30
研修内容	相続財産管理人の実務について
研修の成果 及び感想	<p>弁護士 福本剛先生の講義。</p> <p>○相続財産管理人選任の目的</p> <ul style="list-style-type: none"><li>◆相続債権者、特別縁故者による権利行使、国庫引継を目的とした検察官等による選任申立</li></ul> <p>○破産管財業務との相違点</p> <ul style="list-style-type: none"><li>◆財産を完全に精算しなければならない(農地や狭小地であっても無償でも換価しなければならない)◆書式マニュアルが完備されておらず、家裁と相談しなければならない◆処分行為は裁判所の許可が必要◆債権者への弁済は許可がいらぬ(弁済額のチェックを家裁はしてくれない)◆申立、証明書発行に費用がかかる</li></ul> <p>○相続財産管理人の実務</p> <ul style="list-style-type: none"><li>◆フローチャートを確認◆選任公告の掲載日の確認が大切(裁判所より通知される)→今後のスケジュールが全て決まるため◆裁判所の許可があるものがないものがあるため把握が必要◆管理方針の策定①債権者等への弁済資金を確保する必要があるか②特別縁故者へ分与する見込みがあるか③国庫引継が見込まれるか◆各財産の管理、処分家裁との協議が必要なものがあるため確認する。特に預貯金の解約は許可不要であるが、株式、投信の解約は許可が必要。生命保険は指定受取人がいる場合、相続財産管理の対象とならない。◆節目ごとに裁判所に逐次報告する。</li></ul>

◆公告について 公告は最大で三度ある。①選任の公告(裁判所)②相続債権者、受遺者に対する請求申出の公告(相続財産管理人)③相続人搜索の公告→債務超過の場合は③は不要

②の公告は相続財産管理人選任公告から2カ月以降の遅滞なき時期に行う必要がある、相続財産管理人が公告・催告を怠ったことにより相続債権者、受遺者が損害を被った場合は賠償責任となるから注意。

③は②の請求申出期間満了後であればいつでもよい。特別縁故者が高齢の場合は期間満了後速やかに申し出ること。③公告期間満了後3カ月以内に特別縁故者の財産分与申立を行う。

◆弁済について

弁済を実地する前に報酬付与の申立てを行う。裁判所の予納金より支払う場合は管理財産精算後、管理終了報告書提出時に報酬付与の申立てを行う。

公租公課は他の債権に優先して支払うが、延滞税については交渉次第で減免になる場合もある。

○研修を終えて

現在、初めて相続財産管理人業務に携わっておりタイムリーな研修でした。破産管財人と違ってマニュアル等が整備されていないため手続に戸惑うことがありましたが、頭が整理されました。特に重要なことは選任の公告以降のスケジュールだと感じました。今は財産調査段階ですが、これから先のスケジュールをしっかりと確認して取り組んでいきたいと思います。またマニュアル整備をし、今後に生かしたいと思いました。

添付資料	レジュメ
受講者	矢野